

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------|
| 4 | 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は、個人住民税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 個人住民税に関する事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人・法人(給与、報酬、配当等の支払者、国税庁、公的年金支払者等)から提出された賦課資料に基づき、住民税額を賦課する。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。 ②番号法の別表第二に基づいて、個人住民税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 |
| ③システムの名称 | ・住民税課税支援システム ・住民税システム ・収納消込/滞納管理システム ・団体内統合宛名システム ・審査システム(eLTAX) ・国税連携システム(eLTAX) ・中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)住民税基本台帳ファイル (2)住民税収滞納ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|--------------------------|--|
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) : 第1条第2号口、第2条第4号第5号口第6号口第9号第10号第11号第12号口、第3条第4号第5号口第7号口第9号第10号第11号第12号、第4条第2号口、第6条第3号第4号イ第5号第6号イ第8号第9号第10号第11号、第7条第1号イ第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号リ第5号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号ヲ第2号第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第23条第1号、第25条第1号第2号第3号口第6号第7号イ第12号第13号第14号第15号第16号、第28条第1号ニ第2号第3号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号ニ第3号第5号ニ、第34条第1号第2号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号第3号、第40条第1号第2号、第43条第1号イ第2号第3号口第5号イ第8号第9号第10号第11号、第44条第1号ヲ第2号第3号第4号第5号、第47条第2号口第3号口第4号口第5号口第6号口第7号口第10号口第11号口、第49条第1号第2号、第50条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第4号イ第7号第13号、第54条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第55条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p> <p>(別表第二省令における情報照会の根拠) : 第20条 : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 総務部 税務課 |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年9月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年9月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|------------------------------|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------|--|---|------|-----------|
| 平成29年7月1日 | 公表日 | 平成27年6月1日 | 平成29年7月1日 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | I-1-③ システムの名称 | 1.税務LANシステム 2.個人住民税システム 3.収滞納システム 4.団体内統合宛名システム 5.中間サーバー | 1.税務LANシステム 2.個人住民税システム 3.収滞納システム 4.団体内統合宛名システム 5.審査システム(eLTAX) 6.国税連携システム(eLTAX) 7.中間サーバー | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 | ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------|--|---|------|-----------|
| 平成29年7月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | | (別表第二省令における情報提供の根拠) :第1条第2号口、第2条第4号第5号口第6号口第9号第10号第11号第12号口、第3条第4号第5号口第7号口第9号第10号第11号第12号、第4条第2号口、第6条第3号第4号イ第5号第6号イ第8号第9号第10号第11号、第7条第1号イ第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号リ第5号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号フ第2号第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第23条第1号、第25条第1号第2号第3号口第6号第7号イ第12号第13号第14号第15号第16号、第28条第1号二第2号第3号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号二第3号第5号二、第34条第1号第2号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号第3号、第40条第1号第2号、第43条第1号イ第2号第3号口第5号イ第8号第9号第10号第11号、第44条第1号フ第2号第3号第4号第5号、第47条第2号口第3号口第4号口第5号口第6号口第7号口第10号口第11号口、第49条第1号第2号、第50条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第4号イ第7号第13号、第54条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第55条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) | (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-----------------|---|---|------|-----------|
| 平成29年7月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、95、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、95、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | I-5-① 部署 | 財務部 税務課 | 総務部 税務課 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | I-5-② 所属長 | 税務課 課長 河原浩申 | 税務課 課長 上坂寿人 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | I-7 請求先 | 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 財務部 税務課 電話 0790-42-8712 | 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | I-8 連絡先 | 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 財務部 税務課 電話 0790-42-8712 | 〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 総務部 税務課 電話 0790-42-8712 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | I-3 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 | 1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | II-1 対象人数 | 平成27年5月15日 時点 | 平成29年7月1日 時点 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | II-2 取扱者数 | 平成27年5月15日 時点 | 平成29年7月1日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------|--|--|------|------------|
| 令和1年6月28日 | I-1-③ システムの名称 | 1. 税務LANシステム 2. 個人住民税システム 3. 収納システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 審査システム (eLTAX) 6. 国税連携システム (eLTAX) 7. 中間サーバー | ・住民税課税支援システム ・住民税システム ・収納消込／滞納管理システム ・団体内統合宛名システム ・審査システム (eLTAX) ・国税連携システム (eLTAX) ・中間サーバー | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | I-5 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名 | 税務課 課長 上坂寿人 | 税務課長 | 事後 | 様式変更に伴う修正。 |
| 令和1年6月28日 | I-4-② 法令上の根拠 | : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、95、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-1 対象人数 | 平成29年7月1日 時点 | 令和1年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | II-2 取扱者数 | 平成29年7月1日 時点 | 令和1年5月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年6月28日 | IV リスク対策 | (記載なし) | (項目を追加) | 事後 | 様式変更に伴う修正。 |
| 令和3年9月1日 | I-3 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第8号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項 ・番号法第19条第9号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|-----------------|--|--|------|-----------|
| 令和3年9月1日 | I-4-② 法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>:第1条第2号ロ、第2条第4号第5号ロ第6号ロ第9号第10号第11号第12号ロ、第3条第4号第5号ロ第7号ロ第9号第10号第11号第12号、第4条第2号ロ、第6条第3号第4号イ第5号第6号イ第8号第9号第10号第11号、第7条第1号イ第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号リ第5号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号ヲ第2号第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第23条第1号、第25条第1号第2号第3号ロ第6号第7号イ第12号第13号第14号第15号第16号、第28条第1号二第2号第3号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号二第3号第5号二、第34条第1号第2号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号第3号、第40条第1号第2号、第43条第1号イ第2号第3号ロ第5号イ第8号第9号第10号第11号、第44条第1号ヲ第2号第3号第4号第5号、第47条第2号ロ第3号ロ第4号ロ第5号ロ第6号ロ第7号ロ第10号ロ第11号ロ、第49条第1号第2号、第50条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第4号イ第7号第13号、第54条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第55条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう</p> | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>:第1条第2号ロ、第2条第4号第5号ロ第6号ロ第9号第10号第11号第12号ロ、第3条第4号第5号ロ第7号ロ第9号第10号第11号第12号、第4条第2号ロ、第6条第3号第4号イ第5号第6号イ第8号第9号第10号第11号、第7条第1号イ第2号イ、第10条第1号イ、第12条第3号リ第5号、第13条第1号イ第2号イ、第19条第1号ヲ第2号第3号第4号第5号、第20条第1号第3号第8号イ、第21条第6号、第22条第1号ハ第2号第3号第4号第5号第6号第8号、第23条第1号、第25条第1号第2号第3号ロ第6号第7号イ第12号第13号第14号第15号第16号、第28条第1号二第2号第3号第6号第7号第8号第9号第10号、第31条第1号二第3号第5号二、第34条第1号第2号、第35条第3号、第36条第1号イ第2号イ、第37条第1号イ第3号、第38条第1号イ第2号第3号、第40条第1号第2号、第43条第1号イ第2号第3号ロ第5号イ第8号第9号第10号第11号、第44条第1号ヲ第2号第3号第4号第5号、第47条第2号ロ第3号ロ第4号ロ第5号ロ第6号ロ第7号ロ第10号ロ第11号ロ、第49条第1号第2号、第50条第2号イ第3号イ第4号イ第5号イ、第51条第4号イ第7号第13号、第54条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第55条第1号ハ第3号ハ第4号ハ、第58条第1号イ第2号イ、第59条第1号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう</p> | 事後 | 法令改正に伴う変更 |
| 令和3年9月1日 | II-1 対象人数 | 令和1年5月31日 時点 | 令和3年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | II-2 取扱者数 | 令和1年5月31日 時点 | 令和3年9月1日時点 | 事後 | |